

平成29年度工学部第3年次編入学学生募集要項の変更 について（出願資格等の追加）

本学の募集要項は既に公表しておりますが、この度、学校教育法施行規則が一部改正され「高等学校等の専攻科の課程を修了した者の大学への編入学制度」が創設されたことに伴い、本学の出願資格等を以下のとおり追加します。

IV 出願資格 【平成29年度工学部第3年次編入学学生募集要項（P5～6）】

一般入試

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 高等専門学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者
- (2) 大学を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者
- (3) 大学に2年以上（休学期間は除く）在学し（平成29年3月をもって2年間在学となる者を含む。）、62単位以上^(注1)を修得した者又は平成29年3月までに修得見込みの者
なお、所定の単位を修得見込みの者が、平成29年3月までに修得できなかった場合には、合格を取り消します。
- (4) 短期大学を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準^(注2)を満たすものを修了した者又は平成29年3月修了見込みの者〔学校教育法第90条^(注3)に規定する者に限る。〕
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者又は平成29年3月までに修了見込みの者^(注4)
- (7) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準^(注5)を満たすものを修了した者又は平成29年3月修了見込みの者〔学校教育法第90条^(注3)に規定する者に限る。〕

注1. 「62単位以上」とは、出願資格としての必要単位です。入学前に修得した単位については、本学部の定める基準により個々に認定します。

2. 「文部科学大臣の定める基準」とは、「修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上」です。

3. 「学校教育法第90条」大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者としてします。

4. 出願資格(6)によって出願する者は出願資格等を確認するので、出願期間開始10日前までに本学入試課に資料を同封のうえ、文書で問い合わせてください。

5. 「文部科学大臣の定める基準」とは、「修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準（平成28年3月30日文部科学省告示第63号及び64号）を満たすものであること」です。

VI 出願手続 【平成29年度工学部第3年次編入学学生募集要項 (P7~8)】

1. 出願書類等

書類等	推薦		一般	摘要
	学校推薦	自己推薦		
その他資格等を証明する書類		○	○	<p>自己推薦 出願資格に関して、これを証明できる書類等があれば、そのコピーを提出してください。</p> <p>一般入試出願資格(5)の者 在籍している専修学校の専門課程が出願資格(5)の基準を満たしていることの証明書(教育内容等が記載されているもの(履修案内等)も添付してください。) 例・修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時間数が1700時間以上の専門課程を修了したことを証明するもの ・平成6年6月21日文部省告示第84号の規定により専門士の称号の付与が認められた課程であることを証明するもの</p> <p>一般入試出願資格(6)の者 外国語により作成された書類には、必ず日本語の訳文を添付してください。</p> <p>一般入試出願資格(7)の者 在籍している高等学校等の専攻科の課程が出願資格(7)の基準を満たしていることの証明書(教育内容等が記載されているもの(履修案内等)も添付してください。) 例・修業年限2年以上で、かつ、平成28年3月30日文科省告示第63号及び64号の規定により編入学の基準を満たしている専攻科の課程を修了したことを証明するもの</p>